

山口県公安委員会告示第二十一号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行つた。

令和七年十一月十八日

山口県公安委員会

一一〇	一一〇	二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	二〇四	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇	二九九	二九〇	
回胴式遊技機	回胴式遊技機	ぱちんこ遊技機	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	回胴式遊技機	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	回胴式遊技機	回胴式遊技機	回胴式遊技機	回胴式遊技機	山佐株式会社	検定番号	
L B T C S F G	P A 乗物娘 2 G O 2	P A 乗物娘 2 N	L アニマルスロットドッチ T	S マイジヤグラービ K K	P / 泳えない彼女の育てかた / A 0 1	L ゴブリンスレイヤー II J Z	L パチスロ鉄拳 6 Y D 0 1 H					型 式 の 概 要		
岡崎産業株式会社	〃	ニコーギン	株式会社イティブ	株式会社イクロスクリエ	電子株式会社北	都技研株式会社大	F J 株式会社 J	山佐株式会社	山佐株式会社	山佐株式会社	山佐株式会社	製造業者名	申 請 者	
岡崎産業株式会社	〃	ニコーギン	株式会社イティブ	株式会社イクロスクリエ	電子株式会社北	都技研株式会社大	F J 株式会社 J	大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	岡山県新見市高尾三六二番地の一	岡山県新見市高尾三六二番地の一	岡山県新見市高尾三六二番地の一	氏名又は名称	法人にあつては、その代表者の氏名	
の二 三重県松阪市中万町鐘突二二八五番地	岡崎 安弘	〃	〃	愛知県名古屋市中村区鳥森町三丁目五	埼玉県北足立郡伊奈町西小針六丁目九	東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	東京都台東区東上野一丁目一番一四号	大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	岡山県新見市高尾三六二番地の一	岡山県新見市高尾三六二番地の一	岡山県新見市高尾三六二番地の一	佐野 慎一	月告知の日（令和七年十一月十八日）から三年間	
		〃	〃	新井 宏明	甲斐 康伸	小林 友也	木原 海俊	松下	山佐株式会社	山佐株式会社	山佐株式会社	山佐株式会社	検定の有効期間	